

南国市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は温暖な気候と肥沃な土壌という恵まれた条件を生かした農業を基幹産業に、農機具と関連する機械金属など製造業も活発に行われてきた。また、高知県における交通の要衝という地理的な好条件を生かして、工業団地や流通団地の整備を行い、多くの企業を誘致し、雇用の場の確保・拡大を図ってきた。

しかし、少子高齢化が進行し、人口を国勢調査で見ると平成 17 年の 50,758 人をピークとして、令和 2 年には、46,664 人と減少しており、このまま状況が続く場合、令和 17 年には 39,479 人まで減少すると予測されている。

また、本市の経済力として総生産を市町村経済統計書で見ると、令和元年度の 2,142 億円をピークに、令和 3 年度には 2,129 億円と減少している。これを産業別で見ると、第三次産業は令和元年度の 1,582 億円から令和 3 年度の 1,572 億円へと減少、第一次産業は同時期に 46 億円から 35 億円へ、第二次産業では 502 億円から 498 億円へと減少している状況である。

この状況を事業所数で見ると、経済センサスでは、平成 28 年の 1,933 から令和 3 年の 1,991 と増加しており、従業員数では平成 28 年の 22,614 人から令和 3 年の 25,473 人と増加となっている。

本市の基幹産業である農業は、近年の資材費、燃油などの生産コストの増大、輸入の拡大、産地間競争の激化により農業経営を取り巻く環境が厳しいことに加え、農業者の高齢化、後継者不足による農業人口の減少、耕作放棄地の増大が進んでいる。製造業を見ても、本市の大部分の企業は、県外企業から受注しており、競争激化による受注安、原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇などの厳しい状況に加え、人手不足の問題にも直面している。小売業では、事業所数及び従業員数は増加しているが、小規模事業者は事業の継続も厳しい状況となっている。運輸業でも都市部への長距離輸送に伴う長時間労働等による慢性的な人手不足とドライバーの高齢化が問題となっており、さらに燃料価格の上昇や本四架橋に係る費用負担も大きい価格転嫁も難しく、厳しい状況となっている。

また、雇用状況を見ても、景気回復などを背景に有効求人倍率は、高知県全体で平成 21 年度平均 0.41 から令和元年度平均 1.27 と上昇していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業活動の停滞から令和 2 年度には月平均 0.99 と落ち込み、令和 7 年 2 月には 1.12 へと回復しているものの、人手不足感は強く、好調な事業所での事業展開を阻む要因の一つとなっている。

このように、本市全体の経済は厳しい状況にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。この現状を放置すると長い歴史を経て形成された本市の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市独自の取組として、市内事業者に対して南国市中小企業振興

事業費補助金等による支援措置等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、安定した経営基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、高知県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、継続的に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

農林水産業、製造業、卸売業、小売業、運輸業等の多様な産業が本市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、農林業を主とする山村里山ゾーン、優良農地のある農業農村ゾーン、基礎集落が存する集落定住ゾーン及び住居系・商業系・工業系市街地と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、南国市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、小売業、運輸業等多岐に渡り、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた中小企業者の前向きな取組も多様であることから、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月26日から令和9年6月25日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③政治活動及び宗教活動または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条に定める営業内容等については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、地域の社会通念に配慮する。

④南国市税の滞納者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、税負担の公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。